

京都府公営企業における障害者である職員の任免状況について
(令和5年6月1日現在)

令和5年12月27日
建設交通部公営企画課
建設交通部水環境対策課

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第40条第2項の規定に基づき、京都府公営企業における障害者である職員の任免状況（令和5年6月1日現在）を下記のとおり公表します。

記

■京都府公営企業の令和5年度障害者雇用状況

障害者雇用率 1.49%（法定雇用率 2.60%）

| 法定雇用障害者数の算定基礎となる職員の数 (A) | 障害者である職員の数 (B) | 実雇用率 (B/A) | 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障害者の数 (C) |
|--------------------------|----------------|------------|--------------------------------------|
| 134.0人 | 2.0人 | 1.49% | 1人 |

※1 短時間勤務職員(週当たりの勤務時間30時間未満の職員)は、0.5人に換算するため、人数に小数点以下が生じるものです。

※2 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数については、他の情報と照らし合わせることにより、特定の職員の障害の種類や程度等が類推されるおそれがあるため、公表を差し控えます。

※3 「法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障害者の数 (C)」とは、(A)の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から、(B)の障害者である職員数を減じて得た数であり、これが0人となることをもって法定雇用率を満たしていることとなります。そのため、実雇用率 (B/A) が法定雇用率を下回っていても、(C) が0人となることがあり、この場合は法定雇用率を達成していることとなります。

■「京都府公営企業における障害者活躍推進計画」及びその実施状況を公表しているHP

<http://www.pref.kyoto.jp/jinji/syogaikatsuyaku.html>